

インドネシア 税制 「所得税」 詳細

1. 所得税法の改正	2
(1) 法人税率：22%	2
(2) 個人所得税（PPh21）の税率：	2
(3) サービスの対価などに課せられる源泉徴収税（PPh23）の税率	3
(4) 利息や賃料などに課せられる源泉徴収税（PPh 4(2)）	4
(5) 年間非課税所得額	5
(6) 輸入等にかかる所得税の前払い税（PPh22）	6
(7) 経費算入の認可	6
(8) 所得税法の補足（2010年12月30日付政令2010年第94号、2019年6月25日付政令2019年第45号で変更）	7
(9) 移転価格税制関連	8
2 個人所得税の源泉徴収	9
(1) 正社員（税目はPPh21）	9
(2) 従業員以外の個人（税目はPPh21）	10
(3) 外国人納税者（非居住者）（税目はPPh26）	10
3. 減価償却のための固定資産分類	10
4. 退職金・年金の所得税	11
5. 負債と資本の比率	11
6. 税務のための会計手順	11
7. 自動的情報交換参加国リスト	12

1. 所得税法の改正

2008年9月23日付第36号政令により所得税法の第3次改正を実施。2020年3月31日付法律代替政令2020年第1号（2020年5月16日付法律2020年第2号で法律化）にて法人税率が引き下げになり、2021年10月29日付2021年第7号国税規則調和法、2022年12月30日付雇用創出についての法律代替政令2022年第2号にてさらに改正があった。これら含めた主な内容は以下のとおり。

(1) 法人税率：22%

株式の40%以上が市場で取引され、その公開株式の株主数300以上で、これら株主の各保有率は引当・払込株式総数の5%未満、の状態が1税務年度中183日以上続いた上場企業の場合は、上記の法人税率よりさらに3%引き下げ。ただし、株式の買い戻しや特別関係者によるものは含まれない。年次申告時に各種株主報告や納税者リストの添付要（2022年12月20日付政令2022年第55号、2023年4月11日付財務大臣規定2023年第40号）年間売上高500億ルピアまでの小企業は、48億ルピアまでの課税所得に対して税率は上記の法人税率の半分。

また、年間売上高48億ルピア以下の企業は、ファイナルタックスで毎月の売上高に対して0.5%を課税。一般税率の適用を選択する企業は、税務年度末までに文書で税務署に通知すること。（政令2022年第55号、2023年12月29日付財務大臣規定2023年第164号）

(2) 個人所得税（PPh21）の税率：

年間所得6,000万ルピア以下：5%

年間所得6,000万ルピア超2億5,000万ルピア以下：15%

年間所得2億5,000万ルピア超5億ルピア以下：25%

年間所得5億ルピア超50億ルピア以下：30%

年間所得50億ルピア超：35%

※納税者番号（NPWP）を有しない者の給与にかかる源泉徴収税（PPh21）率には20%の課徴金が課される。

ただし、2024年1月度より、月次の所得税計算には婚姻ステータスと扶養家族の数に従って分類分けされ、各分類でグロス所得に応じた税率が定められている実効税率の適用が始まった。税率はいずれの分類でも0~34%。毎年1~11月まではこの実効税率を用いて所得税を計算・納税し、12月度で上記の年間所得の税率で計算しなおして税額を確定させる。

（2023年12月27日付政令2023年第58号、同日付財務大臣規定2023年第168号、分類と税率の詳細は、財務省ウェブサイトの法令ページ（JDIH Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる）

これに伴い、新しい申告様式も出ている（2024年1月19日付租税総局長規定2024年第2

号 (No. PER-2/PJ/2024))。

個人所得税は原則、全世界所得が課税対象であるが、税務上のインドネシア国内居住者となった、特定の専門性を有する外国人については、インドネシアの課税対象者となってから4税務年以内は、インドネシア国内の所得のみ課税される（政令2022年第55号）。2021年2月17日付財務大臣規定2021年第18号 (No. 18/PMK.03/2021) によると、この特定の専門性は科学技術や数学の分野での専門性で、対象となる25の役職は財務省ウェブサイトの法令のページ (Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum (JDIH) Kementerian Keuangan, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認できる。申請も要。

なお、国内居住者となる外国人は財務大臣規定2021年第18号にて、インドネシアに居住・滞在の意思・実績があり、恒久滞在許可証 (KITAP)、183日超有効な一時滞在ビザ (VITAS) や一時滞在許可 (ITAS)、183日超にわたりインドネシアで行われる作業、事業、活動を実施するための契約書、183日超の住宅賃貸契約書や家族の移転を示す書類などで証明できる、などの条件が示されている。

(3) サービスの対価などに課せられる源泉徴収税 (PPh23) の税率

請求額の2%。ただし、NPWPを有しない者に対する支払いの場合は当該税率の100%分を加算 (税率は4%)。

課税対象は2015年7月24日付財務大臣規定2015年第141号 (No. 141/PMK.03/2015) にて、次に拡大された。:

法律サービス、建築サービス、都市計画

販促製作サービス：映像・宣伝・ポスター・フォト・スライド・決まり文句・

バナー・パンフレット・ビルボード・フォルダー

ウェブサイト製作運用サービス

インターネット及び接続サービス

データ・情報・プログラムの保存・処理・配布サービス

自動車及び陸・海・空輸送機の補修サービス

プールメンテナンスサービス

フレイトフォワーディング

ロジスティック

包装サービス

荷積み降ろしサービス

学術研究の枠組みの中で実験・テストサービス；研究や教育機関によって実施されるものを除く

駐車場管理サービス

土壌検査サービス

土地整地管理
種子・植え付けサービス
栽培サービス
収穫サービス
農業・プランテーション・漁業・畜産・林業取り入れサービス
装飾サービス
印刷・発行サービス
翻訳サービス
トランスポート輸送サービス 第15条除く
ポートサービス
パイプラインによる輸送サービス
子供保育サービス
訓練及び講習サービス
ATM 運営サービス
証明書サービス
調査サービス
テスター・サービス

上記以外のサービスで国家及び地方政府負担のもの

詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ（JDIH Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる

サービス等の利用者によって源泉徴収された PPh23 については、サービス等の提供者へ源泉徴収票を発行するが、この源泉徴収票は 2020 年 6 月 10 日付租税総局長決定 2020 年第 269 号 (No. KEP-269/PJ/2020) により、2020 年 8 月度より全面的に電子源泉徴収票 (e-BUPOT) に移行した。

なお、ノルマ計算式を使用して所得税を計算する個人納税者が取得したロイヤルティに対する PPh-23 については、2023 年 3 月 16 日付租税総局長規定 2023 年第 1 号 (No. PER-1/PJ/2023) により、税率は 15%、課税所得は当該ロイヤルティの 40%、ロイヤルティの支払者が源泉徴収して納付、申告すると定められている。

(4) 利息や賃料などに課せられる源泉徴収税 (PPh 4(2))

利息の場合は 20%、土地・建物の譲渡は 5%、土地・建物の賃貸は 10%、などの税率で、所得税が源泉徴収される。例えば、土地・建物の借り手は貸し手へ源泉徴収票を発行するが、これは 2021 年 12 月 28 日付租税総局長規定 2021 年第 24 号 (No. PER-24/PJ/2021) にて、2022 年 4 月度より、PPh21 を除く所得税目と一緒に合わせた合体電子源泉徴収票 (e-Bupot

Unifikasi)に移行した。

① 配当にかかる最終分離課税率

2012年6月11日付租税総局長回状2012年第30号(No. SE-30/PJ/2012)：

- －国内居住の個人に対する源泉税は10%の最終分離課税
- －国内法人に対する源泉税は15%
- －外国(法)人に対する源泉税は20%であるが、租税条約が結ばれている場合は租税条約の税率に従う。なお、日本とは1982年に日本インドネシア租税条約が発効している。同条約に基づく税率は、出資比率25%以上の場合10%、出資比率25%未満の場合15%となる。なお、2021年2月17日付財務大臣規定2021年第18号(No. 18/PMK.03/2021)にて、受取配当金をインドネシアにおいて特定期間にわたり再投資した場合には税金を免除する措置が設けられた。国内法人が受け取る国内配当金は再投資しなくても課税されない。

② 建設サービスの最終分離課税

政令2008年第51号(政令2009年第40号、2022年2月21日付政令2022年第9号で変更)により、建設サービス事業者には最終分離課税の源泉徴収所得税が課されている。税率は次の通り。

- －小規模事業体認証または個人事業の作業技能認証(SKK)を有するサービス提供者によって実施された建設作業の場合：税率1.75%
- －事業体認証(SBU)または個人事業の作業技能認証を有しないサービス提供者によって実施された建設作業の場合：同4%
- －上記以外のサービス提供者によって実施された建設作業の場合：同2.65%
- －SBUを有するサービス提供者によって実施された統合建設作業の場合：同2.65%
- －SBUを有しないサービス提供者によって実施された統合建設作業の場合：同4%
- －SBUまたは個人事業の作業技能認証を有するサービス提供者によって実施された建設コンサルティング・サービスの場合：同3.5%
- －SBUまたは個人事業の作業技能認証をSBU有さないサービス提供者によって実施された建設コンサルティング・サービスの場合：同6%

(5) 年間非課税所得額

2016年6月22日付財務大臣規定2016年第101号(No. 101/PMK.010/2016)

納税者本人：5,400万ルピア、扶養家族：450万ルピア/人、配偶者1人と子供3人まで所得を夫の所得に合算する妻：5,400万ルピア

また、2016年6月22日付財務大臣規定2016年第102号(No. 102/PMK.010/2016)では、1日当たりの所得が450,000ルピア以下の日給者、週給者、非正規従業員からは源泉徴収不要

としている。月給が4,500,000を超える日給者、週給者、非正規従業員からは源泉徴収を行う。

(6) 輸入等にかかる所得税の前払い税 (PPh22)

輸入業者認定番号 (API) を保有している場合：2.5%、保有していない場合：7.5%

ただし、2017年3月31日付財務大臣規定2017年第34号 (No. 34/PMK.010/2017、2018年9月6日付財務大臣規定2018年第110号 (No. 110/PMK.010/2018)、2022年3月30日付財務大臣規定2022年第41号 (No. 41/PMK.010/2022) で変更) にて、API保有者であっても、716品目については10%、1,188品目は同7.5%に、税率が引き上げられている。対象の詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ (JDIH Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認できる。

(貿易為替制度—関税制度「関税以外の諸税」詳細の前払い法人税 (PPh22) の項参照)

また、PPh22 は輸入以外でも、石炭や鉱物資源の輸出に対して1.5%、石油・ガス・潤滑油、セメント、紙、鋼材、二輪含む自動車、金の延べ棒などの販売等に0.1%から1.5%の課税がある。詳細は財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ (Dokumen Peraturan Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak、<https://www.pajak.go.id/id/peraturan/>) で確認できる。

(7) 経費算入の認可

国家災害復興援助、調査・開発費、社会的インフラ建設、教育・スポーツ資金は経費算入が認められる。

従業員への現物支給や便宜供与は、国税規則調和法により経費算入が認められることになった。2022年度より個人所得税の課税対象となり、雇用主が源泉徴収、納税、申告する。ただし、以下は例外として、雇用者の経費として計上でき、従業員の所得にならない：

- a. 従業員全員への飲食物および／あるいは飲食物の材料
- b. 遠隔地など特定の地方で提供される現物支給および／あるいは便宜供与
- c. 業務遂行のために雇用主が準備しなければならない現物支給および／あるいは便宜供与
- d. 国家予算、地方予算および／あるいは村落予算で賄われる現物支給および／あるいは便宜供与；または
- e. 特定の種類および／あるいは上限までの現物支給および／あるいは便宜供与
仕事のために提供されているコンピュータや携帯電話、1税務年度でその賃料などが200万ルピアを超えないアパートや住宅、直近12ヵ月間の雇用主からのグロス所得が月平均1億ルピアまでの従業員に提供される自動車、作業中の事故や作業により発症した疾病の治療費、など

(政令2022年第55号、2023年6月27日付財務大臣規定2023年第66号を参照できる。条件の詳細は、財務省ウェブサイトの法令ページ (JDIH Kementerian Keuangan、

<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>) で確認可。)

(8) 所得税法の補足 (2010年12月30日付政令2010年第94号、2019年6月25日付政令2019年第45号で変更)

- ① 株式発行差金 AGIO、固定資産再評価益の資本組み入れは課税の対象外
- ② 集合投資契約単位保有者による再投資の利益を含む利益は、課税の対象外
- ③ 贈与の利益は、両当事者間に事業、雇用、役務等の関係がない場合に限る
- ④ 為替差損益は、インドネシアの会計原則に合致し、準拠した会計システムに基づき、所得或いは損失として認識される。
- ⑤ 付加価値税法第9条(8)の「貸記出来ない仕入れ税」は、総所得から控除できるが、固定資産は減価償却を通じて費用化する。
- ⑥ 一年以上の栽培業の開拓費用で、一回の収穫の為のものは、その期間に資本化し、収穫物が販売された時点の原価を構成する。
- ⑦ 株式会社の株主からの無利息融資は以下の場合に許容される
 - a. 融資は株主自身の資金であり、他の者からのものではないこと
 - b. 融資に応じた株主により本来払い込まれるべき資本が既に払い込まれていること
 - c. 融資に応じた株主が欠損状態ではないこと
 - d. 融資を受けた株式会社が事業で財務上の問題を抱えていること
- ⑧ 国内個人納税者で所得税法第21条(2)の源泉徴収の義務のない法人に雇用されている者は自己で納付、申告する義務がある。
- ⑨ 源泉徴収の時点は、例えば所得税法第23条の源泉徴収であれば、a. 所得を支払った、b. 支払いの準備ができた、c. 支払いの納付期限、の月末に行われる。
- ⑩ 所得税法第21条(5a)、第22条(3)及び第23条(1a)に基づき源泉徴収された所得税は、納税者番号を取得後、当該年度の所得税から控除できる。
- ⑪ 以下の理由により税負担が発生しない場合、第三者による源泉徴収の免除を申請できる：
 - a. 当期税務欠損
 - b. 過去の多額の欠損繰越し
 - c. 既に多額の前払い税あり
 - d. 納税者がその課税所得の全てがファイナルタックスの対象である場合
- ⑫ 以下の場合、区分けして会計を行う義務がある。
 - a. ファイナルタックスの所得の事業とそれ以外の事業
 - b. 課税事業と非課税事業
 - c. 所得税法第31A条の便宜（国家レベルの優先事業）を得た事業とそれ以外の事業
- ⑬ パイオニア産業に新規投資を行う納税者で、所得税法第31A条の便宜を得ない場合、2007年法律第25号投資法第18条の所得税免除或いは軽減の便宜が与えられる。（「外

資に関する奨励」の記載参照)

- ⑭労働集約型産業への新規または拡張投資、労働実習、見習いおよび/あるいは特定の資格に基づく人的資源の開発や訓練のための研修を行う国内事業者、研究・開発活動を行う国内事業体に所得税の軽減措置が与えられる。(「外資に関する奨励」の記載参照)

(9) 移転価格税制関連 (2023年12月29日付財務大臣規定2023年第172号)

①事前確認制度 (Advance Pricing Agreement=APA)

所得税法第18条(3)に、特別な関係を有する当事者にとって必要事項の合意及び真正価格・利益を決定するために、租税総局と納税者及び・或いは外国当局との間で事前に確認をとる制度についての定めがある。事前確認は、初期協議 (Pre-lodgement Meeting) で方法を含め計画を相互に話し合い、その後、納税者からの正式な申請を受け、詳細協議の後、決定・評価される。

事前確認制度の手続きは以下の通りである。

- a. 国内及び国外納税者は、インドネシアで3年以上操業した後にAPAの申請が出来る。
- b. APAの効力の期間は最長3年、ただし相手国の租税担当機関を含めたAPAの場合は最長4年。
- c. APAの手続き段階
 - (a) 租税総局への協議申請
 - (b) 初期段階の協議
 - (c) 分析及び評価
 - (d) 申請書の提出案内
 - (e) 相手国と協定する場合は相互協議 (MAP) の手続き
 - (f) 総局の決定書
- d. 申請にはAPAを必要とする理由ほか過去3年の取引、提案する価格決定方式等資料を添付する。
- e. 初期協議の申請は、APAが適用される年度の始まる6ヵ月前までに提出されなければならない。
 - (a) 租税総局から納税者への申請書の提出案内は、適用年度開始1ヵ月前までに行われなければならない。
 - (b) APA申請後、租税総局はチームを編成する。チームは分析と評価を行ない、総局長へのAPAの推薦書を作成する。

②相互協議 (Mutual Agreement Procedure=MAP)

特別な関係を有する者との移転価格の更生により課税されることとなったインドネシア国内納税者の申請により、租税条約を適用する際に問題となる対立点を解決する為に、

租税条約に規定された当局間の協議手続きである相互協議を行うことができる。

相互協議の実施方法は以下の通りである。

- a. 国と国との協議において、インドネシア側は租税総局の第 II 法令局が担当。
- b. 基本の手続きは租税条約に基づく。
- c. インドネシアで所得課税を受けた納税者も申請出来る。
- d. 申し立ては租税条約規定により、当該措置の課税通知日から 3 年以内に行わなければならない。
- e. 上記申し立てと同時に異議申し立てや税務裁判への提訴も出来る。

③ 移転価格文書

納税者には移転価格文書の作成義務がある。

- a. 以下の納税者は移転価格文書のうちマスターファイルおよびローカルファイルを作成する義務がある：
 - (a) 前課税年度のグロス売上が 500 億ルピア超、もしくは
 - (b) 関係会社との取引が有形資産で 200 億ルピア超、金利・固定資産取引・その他役務の取引がそれぞれで 50 億ルピア超
 - (c) 取り引き相手の関係会社がインドネシア所得税法の税率より低い国に所在する納税者
- b. 国内の納税者が一つの資本グループの本社であり、連結売上高が 11 兆ルピア超である場合、a に国別報告書の作成義務が加わる。
- c. 国内納税者があるグループのメンバーであり、本社が国外納税者となる場合で、情報交換の協約がないなどの場合、国ごとの報告書をそろえる義務がある。
- d. マスターファイルおよびローカルファイルはサマリーを作成し、当期申告書に添付しなければならない。

2 個人所得税の源泉徴収

インドネシア財務省租税総局は、2009 年 5 月 25 日付租税総局長規定 2009 年第 31 号 (PER-31/PJ/2009、2009 年 10 月 12 日付租税総局長規定 2009 年第 52 号 (No. PER-57/PJ/2009) で変更) にて、個人所得税の源泉徴収制度を見直した。2009 年 1 月 1 日に遡って有効。

<主な計算方法>

(1) 正社員 (税目は PPh21)

- a. 給料、諸手当の金額を合計。労働者社会保障制度やその他の保険の掛け金を会社が負担している場合はこれに加算。
- b. a の合計金額から職業経費 (Biaya Jabatan) と従業員が負担している年金掛け金を控除。

- c. bの金額から非課税額(PTKP)を差し引いた金額(課税所得)に所得税法第21条に則った税率(PPh21)を掛けて年間所得税額を算出。
- d. 毎月の納付額は、月次用の実効税率を適用して計算・納税する(上記「(2)個人所得税(PPh21)の税率」参照)。

(2) 従業員以外の個人(税目はPPh21)

弁護士、会計士、建築家、医師、コンサルタント、公証人、鑑定士、保険数理士といった専門家、その他の個人(調査員、技術者、保険外交員等)の所得税額は、グロス金額の50%に所得税率第17条の税率を掛けて算定する。

(3) 外国人納税者(非居住者)(税目はPPh26)

グロス所得に所得税法第26条の税率20%、租税条約が結ばれている場合はその税率をかけて税額を計算する。

その他の者に対する所得税の計算方法も示されている。また、納税者番号(NPWP)の非保有者には加算税率が課される。詳細は財務省租税総局ウェブサイトの法令のページ

(Dokumen Peraturan Kementerian Keuangan Direktorat Jenderal Pajak Peraturan, <https://www.pajak.go.id/id/peraturan>)で確認できる。

なお、PPh21/26の源泉徴収者は、毎回計算表を作成し、所得の受領者に対しては年度終了後1カ月以内に、年度途中で退職する者には退職後1カ月以内に、従業員以外の者に対してはその都度、租税総局が定める源泉徴収票を渡すこととされている。

3. 減価償却のための固定資産分類

インドネシア財務省は、2023年7月13日付財務大臣規定2023年第72号にて、減価償却のための固定資産分類を改訂した。

所得税法第11条に定められた、耐用年数4年の分類I、同8年の分類II、同16年の分類III、同20年の分類IVのそれぞれに分類される固定資産の種類がリストアップされている。詳細は財務省ウェブサイトの法令のページ(JDIH Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>)で確認できる。

また、ソフトウェアの取得にかかる支出については、銀行、資本市場、ホテル、病院、航空といった分野における特別なアプリケーション・プログラムの場合は第1分類の無形資産として償却するが、一般的なアプリケーション・プログラムの場合は一括で経費計上してよいことになった。

一方、耐用年数が20年を超えるパーマネントの建物と無形資産の場合は、国税規則調和法により、20年で毎年定額の減価償却を行う方法のほか、納税者の記帳に基づいた実際の耐

用年数で毎年定額の減価償却を行うこともできるとされている。

4. 退職金・年金の所得税

インドネシア政府は、2009年11月16日付政令2009年第68号にて、退職金や年金の所得税課税制度を見直した。決定日以降の支給より有効。一括払いされる退職金から源泉徴収される所得税（税目はPPh21）は、5千万ルピアまでは0%、5千万ルピア超1億ルピアまでは5%、1億ルピア超5億ルピアまでは15%、5億ルピア超は25%。

一方、国家社会保障プログラムのうち老齢補償金が支払われた場合の所得税率は、5千万ルピアまでは0%、5千万ルピア超は5%。

5. 負債と資本の比率

2015年9月9日付財務大臣規定2015年第169号（No. 169/PMK. 010/2015）にて、負債と資本の比率は最高4：1と定められた。2016年から有効。負債の額は当年度の欠字の残高の平均で、有利子の長期負債や短期商業負債を含む。資本の額は月次の平均で、標準会計におけるエクイティ及び特別関係を有する当事者からの無利子の借入れを含む。

この比率を超える場合、借入れの費用で総所得から控除できる金額はこの比率で計算した金額とされている。資本がゼロ以下の場合、金利の控除は出来ない。また、納税者が個人の負債を国外に保有している場合、租税総局に報告しなければならず、報告がない場合、金利は控除できない。

ただし、次は以上の規定の対象外：

- 銀行
- ノンバンク金融機関
- 保険会社、再保険含む
- 石油鉱山関係の契約による探鉱事業でその比率を取り決めているもの
- 総所得がファイナル課税の納税者
- インフラ事業者

6. 税務のための会計手順

2021年5月31日付財務大臣規定2021年第54号（No. 54/PMK. 03/2021）にて、税務のための会計手順と特定の条件について定められている。2022年度より発効。法人に関わる規則は次の通り。

- ① 税務のための会計は、インドネシアにおいて有効な会計原則に従い、アルファベットとアラビア数字でもって、基本はルピアとインドネシア語にて実施。財務大臣の許可を取得した後であれば、英文会計または英文と外貨会計も可。
- ② 所得の認識規則、会計年度、在庫評価方法、償却規則は一貫性を維持しなければならない。これらを変更する場合は、財務省租税総局長の承認要。

- ③ 所得の認識規則の一部として現金主義による税務のための会計は、1年度のグロス売り上げが48億ルピア以下の法人や記帳義務を選択した個人などに限られる。毎年度の初め、遅くとも前年度の所得税申告までに、租税総局のサイトを通じて通知要。
- ④ 少なくとも資産、負債、資本、所得と費用、物品／サービスの取得／引渡価格（仕入と販売を含む）を記帳する。

7. 自動的情報交換参加国リスト

金融口座に関する自動的情報交換についての権限ある当局多国間合意に基づき、金融口座に関する自動的情報交換の参加国および報告目的国のリストが示されている。2023年4月17日付財務省租税総局公表2023年第2号（No. PENG-2/PJ/2023）によると、参加国は110カ国、報告目的国81カ国。

以 上